2025年6月吉日

会員各位

一般社団法人　千葉県病院薬剤師会

薬学教育委員会委員長　佐野　君芳

**『実務実習における確認事項について』**

　令和7年4月25日に薬学教育協議会において開催された病院・薬局実務実習中央調整機構委員会で、各地区調整機構へ以下の事項に関して、実習受入れ施設への周知徹底が依頼されました。

　所属長におかれましては、以下をご確認の上、施設内で周知徹底のほど、よろしくお願い致します。

1. **実務実習における合理的配慮について**

実習中に特別な配慮が必要な実習生につきましては実習生本人の同意のもと、大学と受入れ施設との間で実習生の事情や背景など個人的な情報を適切に共有し、受入れ施設の十分な理解・納得の上で円滑な実習が行われるよう、ご配慮をいただきますように、改めてお願い致します。

* 「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約「第二条　定義」において、「障害者が他の者と　平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した　　又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。（文部科学省HPより）
1. **認定実務実習指導薬剤師の異動について**

実務実習に関するガイドラインでは、「…認定実務実習指導薬剤師が中心となって、その施設で　　実習指導に携わる薬剤師全体と、円滑な連携の中で実習を行う」とされております。そのため、認定実務実習指導薬剤師が実習期間中に他施設に異動したり退職したりすることは、実習の学修効果や信頼関係の構築の観点から望ましくありません。可能な限り、同一の認定実務実習指導薬剤師が実習期間を通して指導にあたっていただくよう、改めてお願い致します。

以上